

ひとり親家庭等に関する 手当制度



●申請・問い合わせ 児童課 内線144

■制度の目的・概要

ひとり親家庭などの生活の安定と児童の健全育成のため、児童を監護養育する方へ手当を支給する制度です。支給を受けようとする方および児童は、町内に居住していれば国籍は問いません。

手当は、国の児童扶養手当、愛知県遺児手当、東浦町遺児手当で、すべて所得制限があります。手当の概要や支給要件、所得制限についてはお問い合わせください。

※事実婚(異性の頻繁な訪問や同居、経済的援助など)の場合は、手当は申請できません。また、各手当を受給中の方が事実婚となった場合は資格喪失や返還などが生じます。

■一部支給停止措置など

児童扶養手当は原則、手当の支給開始月の初日から(平成15年4月1日以前から受給されている方は、平成15年4月1日から)起算して5年を経過すると、受

給者資格者が父または母の場合、手当の2分の1が支給停止となります。ただし、次の①または②により必要書類を期限内に提出した場合、支給停止が解除されます。該当者には通知します。必要書類を児童課へ郵送またはご持参ください。
※所得の状況や家族の状況などに变化があった場合は、この限りでない

①受給を受けている父または母などが次のいずれかに該当する場合

- ・就業している
 - ・求職活動などの自立を図るための活動をしている
 - ・身体上または精神上的の障がいがある
 - ・負傷または疾病などにより就業することが困難である
- ・受給を受けている父または母などが監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態などにあり、介護する必要があるのである

	児童扶養手当	県遺児手当	町遺児手当
受給者(申請者)	父、母、養育者(祖父母、おじ、おばなど)		
支給対象児童	死別、離婚などにより、 父または母 と生計を同一にしていない児童および 父または母 が重度の障がいにある児童		
支給期間	児童が18歳到達年度の末日まで(施行令で定める程度の障がいがある者は20歳未満まで)	児童が18歳到達年度の末日までの最長5年間	
手当月額(令和2年度)	児童1名の場合 全額支給 43,160円 一部支給 43,150～10,180円 児童2名の場合の加算額 全額支給 10,190円 一部支給 10,180～5,100円 児童3名以上の場合の加算額※ 全部支給 6,110円 一部支給 6,100～3,060円 ※1名増すごとに加算されます。	児童1名につき 1～3年目 4,350円 4～5年目 2,175円 6年目以降 0円	児童1名につき 5,000円

令和2年度 第1回 母子家庭等 就業支援講習会

就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会です。

●とき 6月～10月

※内容により日程が異なる。詳細はホームページまたは問い合わせ先へ

●ところ

ヒューマンアカデミー(名古屋)、未来ケアカレッジ(名古屋)など

●内容

パソコン(初級)、介護職員初任者研修

●対象

県内在住の寡婦または母子家庭の母など

●その他 教材費と交通費は自己負担

●申し込み

5月8日(金)～29日(金)までに受講申込書を問い合わせ先へ

※募集要領と受講申込書は児童課で配布

●問い合わせ

児童課 内線144



離婚時の 年金分割制度 について



離婚した場合、婚姻期間について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額を2人で分割できます。離婚後2年以内に手続きを行う必要がありますので、お早めにお近くの年金事務所までご相談ください。

●問い合わせ

半田年金事務所 ☎0569-21-2375

②①に該当しないため、児童課において相談し、その上で求職活動などを行った場合

■公的年金給付等と 児童扶養手当との併給

平成26年12月1日から公的年金給付等を受けている場合でも、年金などの額が児童扶養手当額を下回る場合については、差額を手当から支払うことができます。ようになりました。

児童扶養手当の申請を希

望する方で公的年金給付等を受給している場合は、差額計算が必要となるため年金等の受給状況をお知らせください。

※公的年金給付等とは、遺族年金、老齢年金、障害年金、労災年金、遺族補償など各種法令等に基づく年金および遺族補償など

ご活用ください！ ひとり親家庭等 自立支援給付金事業

●内容

母子・父子などのひとり親世帯を対象に、仕事につながる講座や資格取得に要する講座の入学料や受講料、就職活動や資格講座受講時の一時的保育などの利用料の一部を助成します。

●どんな給付を受けられるの？

- ・町長が認める講座などの受講料の2割
※上限あり
- ・資格取得および就職活動などのために利用した町内保育園の一時的保育の利用料またはファミリーサポートセンター事業の利用料の半額

●給付を受けるためにはなにをすればいいの？

講座受講前や一時保育などの利用前に、事前相談や申請が必要です。

●問い合わせ 児童課 内線144

